地域共生型廃棄物発電等導入促進事業

【令和９年度要求額　1,665百万円（1,696百万円）】環境省

地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

1. 事業目的

再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進することにより、地域内でのエネルギーの地産地消を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減や地域の防災力向上にも寄与することを目指す。

2. 事業内容

本事業は、地域から排出される再生利用が困難な廃棄物を有効資源として捉え、その熱回収や燃料化等を通じて新たなエネルギーを創出・活用する取組を推進する。

従来、焼却や最終処分に頼らざるを得なかった廃棄物についても、高度な再資源化技術を導入することにより、地域エネルギーとして資源循環型社会の構築に資することを目指す。

あわせて、災害廃棄物の受入体制の整備や、地元自治体との協力関係を強化し、災害発生時においても迅速かつ円滑に対応できる体制づくりを進める。

地域で生まれるエネルギーの地域利用を促進するべく、本事業では、地域貢献等の要件を満たすことを条件として、廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも確実に利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で確実に使用されること）の導入に要する費用の一部を補助する。

※設備補助は高効率や高度化事業に資する改修・更新の場合も対象とする。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業　　補助率1／3（ 上限設定あり※）

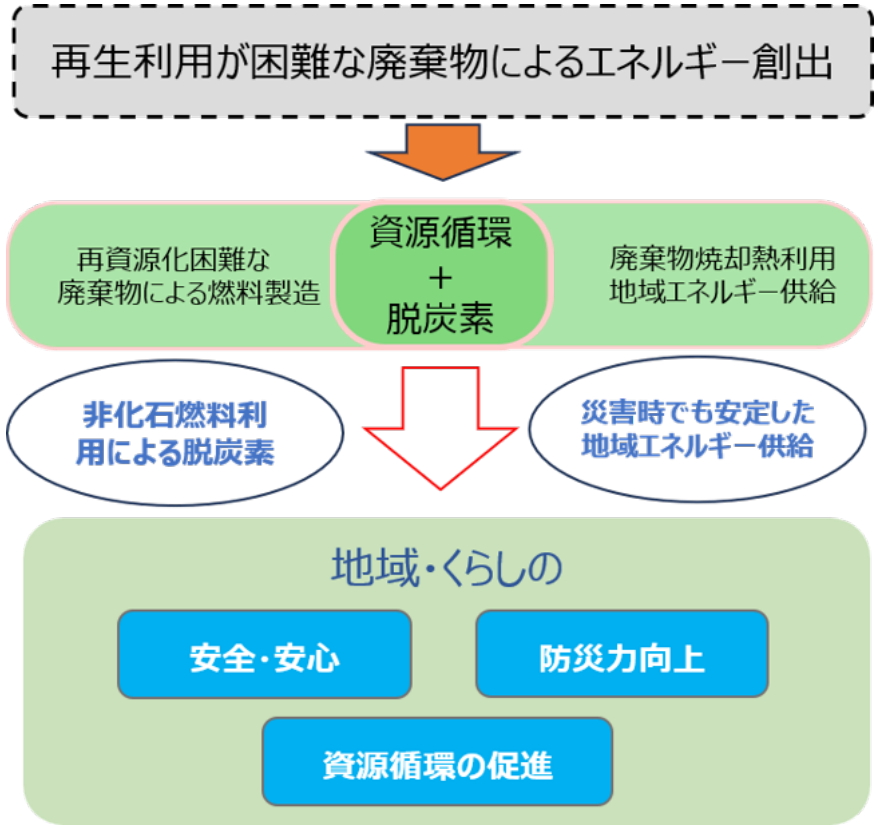
■補助対象 ：民間事業者・団体

■実施期間：令和7年度～令和11年度

※熱回収事業：1.5億円
（発電能力2MW以上は3億円、5MW以上は5億円）

※燃料製造事業:5千万円
（高度化設備導入の場合は2億円）

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージ



お問合せ先：　環境省環境再生・資源循環局　資源循環課　電話：03-6205-4903　　廃棄物適正処理推進課　電話：03-5521-9273